

令和2年〔2020年〕4月1日 制定

令和7年〔2025年〕4月1日 改定

学校法人本山学園 コンプライアンスの指針

【趣旨および位置づけ】

本指針は、学校法人本山学園のガバナンス・コード及び内部統制方針と一体をなす組織倫理規則として位置づけ、法人の設置する大学・専門学校および事務組織（以下「本学」という。）の構成員である教職員等および学生が、法令遵守と高い倫理観に基づき誠実かつ公正に行動するための基本的指針を定めるものである。

本学は、社会からの信頼を基盤として教育・研究・社会貢献を推進するため、すべての構成員が自らの行動に責任を持ち、健全で透明性の高い学園運営に努めなければならない。

1. コンプライアンスの意義と指針の趣旨

コンプライアンスは、一般に法令遵守を意味するが、社会的な信用失墜行為の発生を未然に防止するという趣旨からいえば、法令だけではなく、社会的規範や責任、リスクマネジメント等を含むものであると捉える必要がある。

本学の基本理念・目的を実現するためには、教職員等は、高い倫理観に基づき誠実かつ公平・公正に業務を行い、社会的信用を確立することが必要である。

法令やルールを遵守すればよいという姿勢ではなく、その行為により社会の信頼を損なうと考えられることは決して行わないという意識を高めることが、コンプライアンスを推進する最大の意義である。

この指針は、教職員等や学生がとるべき行動の指針とすべき事項を定めたものである。日常業務を遂行する中で、または日常生活を送る中で、コンプライアンスの観点から問題が生じたときは、この指針に従って判断し、判断に迷うときは、思い込みや勝手な判断をせずに、上司または関係部署の長に相談すること。

この指針は主に教職員対象の内容となっているが、非常勤教職員、委託・派遣契約者および学生（留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。）も、その行為により本学の信用失墜が生じる可能性がある者である限り、コンプライアンスを遵守すべき対象となる。

2. 行動規範

（1）教職員の行動規範

教職員の行動規範は、常務会議、学務会議、学園連絡会議、教授会、全体会議、運営評議会、運営会議、学科会議、研修等を通じて周知し、問題ある行動についての対応策を含めて周知させ、教職員に遵守を求め、定着を図る。

1. 本学が掲げる基本理念・目的を実現するため、教育、研究、食と健康、医療福祉及び社会貢献活動に真摯に取り組む。
2. 法令および学内諸規則を遵守するとともに、社会規範に従い高い倫理観をもって誠実に行動し、常に公平・公正な対応を行う。
3. 一人ひとりの人権と人格を尊重し、差別、偏見およびハラスメントにつながる言動

は行わない。

4. 学生教育においては、学生を理解し、その人格・意見を尊重しながら、豊かな人間性、高い倫理観、自ら学ぶ姿勢を涵養し、思考能力と創造力を育み、高度で実践的な専門知識・技能を修得した人材の育成を目指す。
5. 研究活動や研究成果の発表においては、社会からの信頼を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し、公正に行動する。
6. 教務運営資金および研究研修資金の公正かつ効率的・効果的な使用を行う。
7. 地域社会への貢献や連携を考え、地域社会の一員としての責任を果たすとともに、積極的な情報発信や情報公開を通じて、本学に対する理解や信頼の確保に努める。

(2) 事務職員の行動指針

事務職員は、上記の行動規範とあわせて、次の行動指針を遵守する。

1. 学園を愛し、学園の目的を共有し、情熱と誇りを持って行動する。
2. 学生第一主義に基づき、学生目線に立って、学生の学びを支援する。
3. 自分を磨き、研修を怠らず、何事にも前向きに取り組む。
4. 決められた時間内に、求められる事務を正確に行う。
5. 笑顔で接客し、言動とマナーに注意し、人間性豊かで信頼される職員を目指す。
6. すべての人々と意思疎通を円滑にし、協力して働き、学園の豊かな未来を拓く。

(3) 学生の行動規範

学生の行動規範は、学生便覧等に掲載するとともにオリエンテーション等を通じて周知し遵守を求め、定着を図る。

1. 本学の基本理念・目的を深く理解し、本学の構成員として学内規則を遵守するとともに、教職員等が行う教育、研究、食と健康、医療福祉及び社会貢献活動に協力する。
2. 学生であると同時に社会の一員であるという意識を決して忘れることなく、法令や社会規範を遵守し、積極的に社会に関わって行動する。
3. 一人ひとりの人権と人格を尊重し、差別、偏見およびハラスメントにつながる言動は行わない。
4. 学生の本分は勉学であることを自覚し、自ら学び研鑽して、豊かな人間性と高い倫理観、論理的思考能力と創造力を身につけるとともに、高度で専門的な知識・技能を修得する。
5. 研究活動の実施および研究成果の発表においては、常に正直・誠実に判断し、公正に行動する。
6. 有意義な学生生活を送るため、健全な学校生活習慣を確立し、豊かな人間関係を築くように努める。

(周知・浸透) 本学は、上記行動規範の周知・浸透を目的として、会議・研修・オリエンテーション等を通じて定期的に教育啓発を行う。

3. 留意すべき主要な事項

本章は、本学の組織倫理および内部統制の中核をなすものであり、ガバナンス・コードに掲げる「誠実性・透明性・説明責任」の理念を具体化するものである。

- (1) 人権の尊重
 - (2) 障害を理由とする差別の解消
 - (3) ハラスメント等の防止
 - (4) 法令の遵守
 - (5) 服務の基本原則
 - (6) 利害関係者との関係
 - (7) 適正な会計処理
 - (8) 研究活動における行動規範
 - (9) アカウンタビリティ（説明責任）の確保
 - (10) 個人情報の保護
 - (11) 情報セキュリティ対策
 - (12) 知的財産権の保護
 - (13) 反社会的勢力への対応
- （※各項の本文は現行指針原文どおりとする）

4. 通報・相談および対応等

- (1) 公益通報制度（→公益通報に関する規程）
- (2) 障害を理由とする差別に関する相談
- (3) ハラスメントに関する相談（→ハラスメントの防止等に関する規程）
- (4) 研究費等の不正使用の防止・通報（→研究倫理規程）
- (5) 研究活動における不正行為の告発対応（→研究倫理規程）
- (6) 監事による通報受付
- (7) 学生相談体制

（運用統括）公益通報制度等の運用は、ガバナンス・コードに基づき、法人本部が統括し、監事・委員会等の監視機能と連携して適切に実施する。

5. 違反者に対する処分

(1) 教職員等の場合：就業規則、研究倫理規程、ハラスメントの防止に関する規程等の学内諸規則や法令等に違反した場合は、懲戒等の処分を科す場合がある。パートタイム勤務職員についても同様とする。

(2) 学生の場合：学部規則その他学内規則や法令等に違反した場合は、懲戒等の処分を科す場合がある。

（再発防止）法人は、違反行為の再発防止および倫理意識の向上を目的として、処分後に必要な改善措置および職員研修を実施する。

附則

本指針の改定は、理事会の承認を経て行うものとする。